

■ 図表1-57-2 国の機関ごとの障害者の在籍状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
国の機関合計	305,997.0	6,869.0	2.24	0.0	
行政機関合計	277,782.5	6,211.5	2.24	0.0	
内閣官房	736.0	16.0	2.17	0.0	
内閣法制局	72.0	1.0	1.39	0.0	
内閣府	2,366.0	50.0	2.11	0.0	
宮内庁	872.0	22.0	2.52	0.0	
公正取引委員会	779.0	16.0	2.05	0.0	
警察庁	2,088.0	43.0	2.06	0.0	
金融庁	1,523.5	32.5	2.13	0.0	
消費者庁	262.0	6.0	2.29	0.0	
総務省	5,312.0	126.0	2.37	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,812.0	674.5	2.12	0.0	
公安調査庁	1,518.5	35.0	2.30	0.0	
外務省	5,764.5	142.5	2.47	0.0	
財務省	10,811.0	230.5	2.13	0.0	
国税庁	58,532.0	1,276.0	2.18	0.0	
文部科学省	2,192.0	49.0	2.24	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	52,134.5	1,296.5	2.49	0.0	
農林水産省	17,653.0	392.0	2.22	0.0	
林野庁	4,953.0	105.0	2.12	0.0	
水産庁	487.0	14.0	2.87	0.0	
経済産業省	5,511.0	128.5	2.33	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,819.0	63.0	2.23	0.0	
国土交通省	39,132.0	827.5	2.11	0.0	
観光庁	99.0	3.0	3.03	0.0	
気象庁	5,068.0	107.0	2.11	0.0	
海上保安庁	79.0	3.0	3.80	0.0	
運輸安全委員会	185.0	4.0	2.16	0.0	
環境省	1,220.0	27.0	2.21	0.0	
防衛省	21,871.0	472.0	2.16	0.0	
人事院	634.0	18.0	2.84	0.0	
会計検査院	1,296.5	31.0	2.39	0.0	
立法機関合計	3,575.0	81.5	2.28	0.0	
衆議院事務局	1,434.5	35.0	2.44	0.0	
衆議院法制局	80.5	3.0	3.73	0.0	
参議院事務局	1,099.0	23.5	2.14	0.0	
参議院法制局	71.0	1.0	1.41	0.0	
国立国会図書館	890.0	19.0	2.13	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
司法機関合計	24,639.5	576.0	2.34	0.0	
最高裁判所	1,021.0	22.0	2.15	0.0	
高等裁判所	1,710.0	40.0	2.34	0.0	
地方裁判所	16,937.5	399.0	2.36	0.0	
家庭裁判所	4,971.0	115.0	2.31	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
 特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

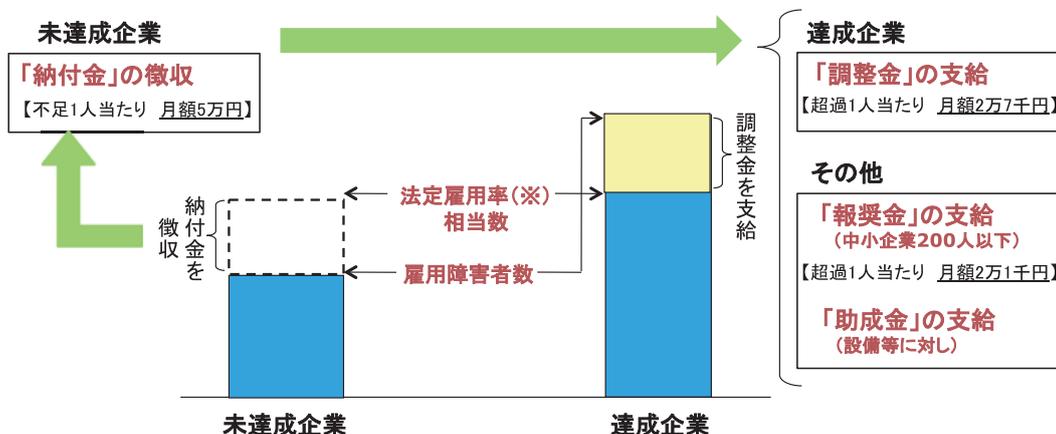
特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

■ 図表1-58 障害者雇用納付金制度の概要

障害者雇用納付金制度について

雇用率未達成企業（常用労働者200人超）から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して調整金、報奨金を支給するとともに、各種の助成金を支給。



※1 法定雇用率は、労働者の総数に対する身体又は知的障害者の総数の割合を基準に設定。現在1.8%。

※2 障害者雇用促進法に基づき、少なくとも5年ごとに、上記割合の推移を勘案して政令で設定。

■ 図表1-59 障害者雇用に係る税制上の特例措置

(平成24年4月1日現在)

事項	内容
機械等の割増償却措置 (法人税、所得税)	障害者を雇用し、次のいずれかの要件を満たす場合、その事業年度又はその前5年以内に開始した各事業年度において取得、製作、建設した機械装置等について、普通償却限度額の24%（工場用建物等については32%）の割増償却ができる。 ①障害者雇用割合が50%以上 ②雇用障害者数が20人以上であり、かつ、障害者雇用割合が25%以上 ③次の要件の全てを満たしていること イ 基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ重度障害者割合が50%以上 ロ 事業年度終了の日における雇用障害者数が法定雇用障害者数以上
障害者の「働く場」への 発注促進税制 (法人税、所得税)	法人が特例子会社や重度障害者多数雇用事業所、就労継続支援事業所等の障害者就労支援事業所に対する発注額を前年度より増加させた場合、当該発注額の増加額を限度として企業が有する減価償却資産（その事業年度を含む3年以内に取得した資産）について、普通償却限度額の30%の割増償却ができる。
助成金に係る課税の特例 措置 (法人税、所得税)	障害者雇用納付金制度に基づく助成金については、助成金のうち固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳による損金算入（法人税）又は総収入金額不算入（所得税）とすることができる。
事業所税の軽減措置	事業所税の従業者割については、課税標準としての従業者給与総額から障害者の給与分を控除し、また、障害者を10人以上雇用し、かつ、その雇用割合が50%以上である事業所であって、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給に係る施設又は設備に係るものについては、事業所税の資産割に係る課税標準の算定につき、当該事業所床面積の2分の1を控除するものとする。
不動産取得税の軽減措置	障害者を20人以上雇用し、かつ、その雇用割合が50%以上の事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受けて事業用施設（作業の用に供するものに限る）を取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。
固定資産税の軽減措置	障害者を20人以上雇用し、かつ、その雇用割合が50%以上の事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受けて取得した事業用の家屋（作業の用に供するもののうち、障害者の雇用割合に応じた部分に限る）に対して課する固定資産税の課税標準は、取得後5年間に限り、当該家屋の課税標準となるべき価格の6分の1を減額した額とする。

資料：厚生労働省

■ 図表1-60 ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
平成14年度	85,996	2.9	155,180	7.9	28,354	4.7	33.0	0.6
15年度	88,272	2.6	153,544	△1.1	32,885	16.0	37.3	4.3
16年度	93,182	5.6	153,984	0.3	35,871	9.1	38.5	1.2
17年度	97,626	4.8	146,679	△4.7	38,882	8.4	39.8	1.3
18年度	103,637	6.2	151,897	3.6	43,987	13.1	42.4	2.6
19年度	107,906	4.1	140,791	△7.3	45,565	3.6	42.2	△0.2
20年度	119,765	11.0	143,533	1.9	44,463	△2.4	37.1	△5.1
21年度	125,888	5.1	157,892	10.0	45,257	1.8	36.0	△1.1
22年度	132,734	5.4	169,116	7.1	52,931	17.0	39.9	3.9
23年度	148,358	11.8	182,535	7.9	59,367	12.2	40.0	0.1

資料：厚生労働省

■ 図表1-61 ハローワークにおける障害者の職業紹介件数（平成23年度）

合計	新規求職申込件数						合計	就職件数					
	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他		身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他
	うち 重度		うち 重度					うち 重度		うち 重度			
148,358	67,379	27,478	27,748	4,856	48,777	4,454	59,367	24,864	9,678	14,327	3,547	18,845	1,331

注：ハローワークに初めて求職の申込みをした者。ただし、求職申込みの有効期間を経過した後に申込みをした者、雇用保険受給者であって受給公共職業安定所を変更した者等を含む。

資料：厚生労働省